

# 畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る 利子補給金請求事務の手引 (令和8年度版)

	頁
1 利子補給契約の締結	1
2 貸付実行・貸付実行状況報告書の作成と提出	
(1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理 ～共通システム等との関係～	2
(2) 貸付実行状況報告書の作成と提出	5
〔参考1〕 畜産経営体質強化支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入について	8
〔参考2〕 畜産経営体質強化支援資金関係コード表	10
〔参考3〕 利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算	12
3 貸付実行状況等異動報告書	
(1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い	19
(2) 繰上償還	21
(3) 経営中止等	24
(4) 体質強化計画の承認取消	26
(5) 償還猶予等	27
(6) 融資機関合併等	29
4 利子補給金請求書の作成と提出	31
5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出	32
6 事業実績報告の作成と提出	33
7 帳簿等の整備保管	34
8 利子補給事務業務に係る年間スケジュール〔目安〕	35
〔別紙〕 利子補給金請求書の提出時期一覧表	36

## 公益社団法人 中央畜産会

この手引は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙7の「畜産経営体質強化資金対策事業」(以下「実施要領」という。)及び「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領(平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号)」(以下「事業実施要領」という。)に基づき畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る利子補給金請求事務を行う際の手引です。実施要領は農林水産省、事業実施要領及び報告様式は当会の各ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

## 1 利子補給契約の締結

項 目	内 容										
内 容	<p>〔利子補給契約の締結〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行う前に、利子補給契約を中央畜産会(以下「当会」という。)と締結する必要があります。</li> </ul>										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、新規に畜産経営体質強化支援資金の貸付を行う場合には、畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書及び畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書を、信農連等（※）を経由する日数を考慮に入れて、貸付実行日より前に当会に提出してください。</li> <li>・畜産経営体質強化支援資金の貸付けが当該年度はなくとも、今後見込まれる場合には、契約を締結しておくこともできます。</li> <li>・契約締結済みの農協と契約締結をしていない農協が合併し、名称が契約締結をしていない農協名となった場合には、別紙様式第9号、別紙様式第9号の別添2～3により貸付実行状況等異動報告書を提出する必要があります(3の(6)融資機関合併等参照)。</li> </ul> <p>※1：事業実施要領第2の1の「信農連等」をいう。以下同様。  2：信農連等に事務を委託していない融資機関にあつては、直接当会に  関係書類を提出してください。以下同様。</p>										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様 式</th> <th style="width: 55%;">様式名</th> <th style="width: 20%;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第6号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第7号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）</td> </tr> <tr> <td>信農連等進達様式（任意）。</td> <td>利子補給契約締結申込書及び契約書について</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第6号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書	郵送	別紙様式第7号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）	信農連等進達様式（任意）。	利子補給契約締結申込書及び契約書について
様 式	様式名	方法									
別紙様式第6号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書	郵送									
別紙様式第7号	畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書（2部）										
信農連等進達様式（任意）。	利子補給契約締結申込書及び契約書について										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行うまでに信農連等を経由して中央畜産会会長(以下「会長」という。)あて提出してください。</li> </ul> <p>（融資機関は畜産経営体質強化支援資金を新たに貸付実行する場合、実行日の10日前には当会が受理できるように信農連等を経由して申込書及び契約書を提出してください。）</p>										

(注) 別紙様式については、特段の記述がないものは事業実施要領に定める様式となっています(以下同じ)。

## 2 貸付実行・貸付実行状況報告書の作成と提出

### (1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理 ～共通システム等との関係～

項 目	内 容
共通システムと資金利子補給システムとの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産経営体質強化支援資金に係る融資機関・貸付対象者・利子補給等については、畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、家畜疾病経営維持資金、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業同様、共通システムにより管理しています（下図参照）。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">共通システム</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">融資機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関情報</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象者情報</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付対象者情報登録・修正</li> <li>○ 融資機関情報登録・修正</li> <li>○ 融資機関合併</li> <li>○ 上記情報印刷</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">畜産経営体質強化支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産経営体質強化支援資金</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業に係る保証料交付システム</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">畜産特別資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大家畜経営活性化資金</li> <li>大家畜経営改善支援資金</li> <li>大家畜特別支援資金（H20～H24）</li> <li>養豚特別支援資金（H20～H24）</li> <li>大家畜特別支援資金（新）（H25～H29）</li> <li>養豚特別支援資金（新）（H25～H29）</li> <li>改善緊急支援資金</li> <li>大家畜特別支援資金（改）（H30～R4）</li> <li>養豚特別支援資金（改）（H30～R4）</li> <li>大家畜特別支援資金（R5～R9）</li> <li>養豚特別支援資金（R5～R9）</li> <li>酪農・肉用牛担い手緊急支援資金</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">畜産経営維持緊急支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産経営維持緊急支援資金</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">家畜飼料特別支援資金利子補給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜飼料特別支援資金</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">家畜疾病経営維持資金利子補給・保証料交付システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニューを除く）</li> <li>クイック融資メニュー</li> </ul> </div>

項 目	内 容
融資機関・貸付対象者登録・管理の基本的考え方について	<p><b>〔貸付対象者等データの蓄積・管理〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当会では畜産経営体質強化支援資金、畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、家畜疾病経営維持資金、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業の貸付状況等について、共通のデータベースにより管理しています。</li> <li>・ このため、上記資金の融資機関名、貸付対象者名に係る変更は、貸付表示項目に関する変更を行うとともに、データベースに反映する必要があるため、報告を的確にしてください。</li> </ul> <p><b>〔融資機関〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関コードは、全国銀行協会の統一金融機関コードが基本となっています。</li> <li>・ 融資機関が合併した場合には、畜産経営体質強化支援資金等の償還が終了した場合にあっても報告をしてください。</li> </ul> <p><b>〔貸付対象者〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営移譲や法人移行等により貸付対象者名が変更されたときには、貸付対象者を変更して利子補給金受領者と整合性をもたせてください。</li> </ul> <p><b>〔融資機関・貸付対象者の登録・変更〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関・貸付対象者の変更等の報告は事業実施要領に基づき当会に提出してください。</li> </ul> <p><b>〔畜産経営体質強化支援資金の貸付対象者登録について〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産経営体質強化支援資金を貸付実行する際は、融資機関の貸付対象者コードと同一にしてください。この場合、貸付実行報告書とともに、貸付対象者氏名（変更）入力票も併せ提出してください。</li> </ul>
融資機関・貸付対象者登録・変更の事務処理	<p><b>〔当会から信農連等・融資機関への一覧表の送付〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当会は信農連等に「融資機関一覧表」、「貸付対象者一覧表」を送付し、信農連等は融資機関に「貸付対象者一覧表」（写し）を送付します。</li> </ul> <p><b>〔融資機関の貸付対象者登録・変更〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付実行に際し、融資機関は貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者一覧表」により確認してください。</li> <li>・ 新規貸付先にあつては、別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票Ⅰ」に所要項目（ブロック・道府県・北海道 振興局・融資機関・貸付対象者各コード、貸付対象者氏名）を記入し、備考欄に新規登録と記載してください。</li> <li>・ また、貸付対象者が経営移譲や法人移行等した場合には、別紙様式第9号の別添4「畜産経営体質強化支援資金貸付対象者氏名の変更について」、貸付対象者コード変更を伴う場合には、別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票Ⅰ」を作成してください。</li> <li>・ 融資機関が、貸付対象者の経営移譲や法人移行等の事実を把握した際に</li> </ul>

項 目	内 容
	<p>は、貸付対象者氏名変更、コード変更を伴う場合は貸付対象者氏名変更入力票を作成してください。</p> <p>※貸付対象者コード変更を伴わない場合も、当該貸付対象者コードを、氏名の後に括弧書きなどにより表示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関が合併した際、貸付残高があり利子補給契約を継承する場合には、別紙様式第9号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）」、残高がない場合には、「融資機関合併について」（様式任意）を作成してください。</li> </ul> <p><b>〔信農連等の審査〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関が本資金を初めて取り扱う場合には、融資機関の登録を指導してください。また、融資機関が合併した際には、融資機関合併に伴う報告の提出を指導してください。</li> <li>・貸付実行報告の進達にあたり、貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者一覧表」により把握し、融資機関から提出された報告を確認し、報告が適切になされているか精査してください。</li> </ul>

## 2 貸付実行・貸付実行状況報告書の作成と提出

### (2) 貸付実行状況報告書の作成と提出

項 目	内 容
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産経営体質強化支援資金利子補給システムのエクセル入力シート手順書により、エクセルシステムをインストールしてください。なお、エクセルシステムは当会ホームページからダウンロードしてください。</li> <li>・ 入力シート操作手順書に沿って、原本からエクセル入力シートをパソコンにコピーし、貸付対象者別貸付実行表、生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表を作成する。原本をコピーする際に必ず資金別に各年度別にファイルを作成してください。</li> </ul> <p>〔貸付実行報告書作成に使うもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【原本】 入力 1 貸付実行表.xlsx (貸付対象者別貸付実行表(別表 1))</li> <li>・ 【原本】 入力 2 利子補給率内訳表.xlsx (生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表(別表 2))</li> <li>・ 畜産経営体質強化支援資金利子補給システム 入力シート 操作手順書 (参考)</li> <li>・ 畜産経営体質強化支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入について</li> <li>・ 畜産経営体質強化支援資金関係コード表</li> </ul>
留意事項	<p>〔融資機関〕</p> <p><b>1 貸付実行状況報告書作成時に取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作マニュアルを一読し理解してから、貸付対象者別貸付実行表、上乗せ利子補給率内訳表の作成に取り掛かるようにしてください。</li> <li>・ 手順書に従い、配布された原本を必ずコピーしたエクセルシートに入力してください。貸付実行表及び利子補給率内訳表のCSVファイル名をルールに従って入力することなどを遵守してください。</li> </ul> <p><b>2 貸付実行状況報告書作成後の確認事項 (必ずチェックしてください)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象者の氏名、経営の種類コードは、都道府県知事の承認を受けた計画の対象者、経営種類と整合していること。</li> <li>・ 資金借入者で変更がある場合、提出する別紙様式第 9 号の別添 5 「貸付対象者氏名変更入力票 I」を作成していること。</li> <li>・ 生産者団体等利子補給率欄には、<u>本来負担</u>する利率が記入されていること。</li> <li>・ 据置期間、償還期間は計画書、借入申込書及び借用証書の年数と整合していること。</li> <li>・ 毎年の償還額については千円単位となっていること、均等償還額計算で生じた千円未満の端数は初回に加算されていること。</li> <li>・ 借用証書の借用金額を知事の貸付承認額と同額として貸付実行したものの、不要額が生じた (=借換額が貸付実行額を下回った) 場合、提出する別紙様式第 9 号の別添 1 「畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表」を作成していること。</li> </ul>

項 目	内 容																
	<p>・ 上乗せ利子補給率について、機関ごとの上乗せ利子補給率が正しいこと。</p> <p><b>3 当会が送付する別紙様式第 8 号「畜産経営体質強化支援資金償還計画額・利子補給額計算書」の確認</b></p> <p>融資機関から提出された貸付実行状況報告書により作成した「償還計画額・利子補給額計算書」と融資機関の貸付条件との整合性を次の項目について、借用証書、融資機関が作成した償還計画表により確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出力 2-1 の氏名等に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：貸付対象者氏名、貸付対象者コード、経営の種類）</li> <li>出力 2-1 の償還計画額に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：貸付実行額、据置期間、償還期間、均等償還額、均等償還額算出時の端数金額の初回への加算、毎年度期首貸付残高）</li> <li>出力 2-2 の利子補給額に係る融資機関と畜産経営体質強化支援資金との整合性（確認項目：経営の種類別・合計の毎年度利子補給額）</li> </ul> <p>◎融資機関は、3 の「畜産経営体質強化支援資金償還計画額・利子補給額計算書」の確認・相違時の是正措置をした時点で貸付実行・貸付実行報告書の提出が完結します。</p> <p><b>〔信農連等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関の 2 の各項目を融資機関からの報告、道府県知事等からの承認通知等によりチェックし、不備がある項目について融資機関が修正するよう指導してください。</li> </ul>																
申請様式 申請方法	<table border="1" data-bbox="347 1272 1442 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1272 624 1323">様式</th> <th data-bbox="624 1272 1235 1323">様式名</th> <th data-bbox="1235 1272 1442 1323">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1323 624 1420">別紙様式第 4 号</td> <td data-bbox="624 1323 1235 1420">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書</td> <td data-bbox="1235 1323 1442 1420">郵送又はメール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1420 624 1471">// の別表 1</td> <td data-bbox="624 1420 1235 1471">貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）</td> <td data-bbox="1235 1420 1442 1471" rowspan="2">電子データをメール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1471 624 1523">// の別表 2</td> <td data-bbox="624 1471 1235 1523">生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1523 624 1630">—</td> <td data-bbox="624 1523 1235 1630">返済計画表（貸付条件、償還計画表）</td> <td data-bbox="1235 1523 1442 1630">郵送又はメール報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎入力データのチェックを行うため、CSV（出力）データではなく、入力したエクセルファイルのまま提出してください。</p> <p>◎CSV出力は、本会で行います。</p> <p>◎貸付対象者が、新規あるいは変更がある場合は、別紙様式第 9 号の別添 5「貸付対象者変更入力表 I」を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>返済計画表を必ず添付してください。</li> </ul>			様式	様式名	方法	別紙様式第 4 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書	郵送又はメール報告	// の別表 1	貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）	電子データをメール報告	// の別表 2	生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表	—	返済計画表（貸付条件、償還計画表）	郵送又はメール報告
様式	様式名	方法															
別紙様式第 4 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書	郵送又はメール報告															
// の別表 1	貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ）	電子データをメール報告															
// の別表 2	生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表																
—	返済計画表（貸付条件、償還計画表）	郵送又はメール報告															

項 目	内 容
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関は、畜産経営体質強化支援資金の貸付日の翌月（貸付日が休日の関係で翌日になった場合には当月）末日までに貸付実行状況報告書及び電子データを信農連等経由（信農連等に事務を委任していない金融機関にあっては直接）で会長あて提出してください。</li> <li>※信農連等は融資機関報告を別紙様式第17号により当会あて提出してください。</li> </ul>

【参考1】畜産経営体質強化支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入について

項目	記入内容	備考
・タイトル	・貸付対象者別貸付実行表の（ ）に「令和8年度 月貸付分」を記入。	
【キーコード部】		
1 データ区分	・貸付実行は「1 1」。	固定
2 都道府県	・都道府県を記入（後掲コード表参照）。	選択
3 北海道振興局	・総合振興局・振興局を記入（北海道のみ、後掲コード表参照）。	選択
4 融資機関コード	・中央畜産会に登録済の融資機関コードを数値で記入。	
5 融資機関名称	・融資機関名称は漢字等により記入。	
6 利子補給金計算期間	・1 2月型または応答日型を記入。	選択
7 貸付実行年月日	・貸付実行年月日を「西暦/月/日」（例：2026/11/30）により記入。	
8 約定償還日	・日付を「月/日」（例：11/29）により記入。	
【データ部】		
1 処理区分	・当初貸付（＝貸付実行）時は記入不要。	
2 貸付対象者コード	・貸付対象者コードを数値で記入。頭1桁は基本は0（ゼロ）とし、同一貸付実行日に複数案件がある場合のみ、頭1桁に1から連番を記入。次年度以降も同一コードを使用。	
3 貸付対象者氏名	・貸付対象者を漢字等により16文字以内で記入。株式会社、農事組合法人等の場合は名称の前に、（株）、（農）等を記入。	
4 経営の種類コード	・該当するコード（酪農、肉用牛肥育等）を記入（後掲コード表を参照のこと）	
5 現地確認頭数	・飼養頭数現地確認書により飼養合計頭数を記入。	
6 知事貸付承認額	・当該年度の知事の貸付承認額を記入。	
7 貸付実行額	・当該年度の貸付実行額を記入。	

項 目	記 入 内 容	備 考
8 貸付対象者 負担利率	・ 貸付対象者負担利率を記入。	
9 中央畜産会 利子補給率	・ 中央畜産会利子補給率を記入。	
10 生産者団体等利子補 給率	・ 生産者団体等利子補給率を少数点以下 3 位まで記入。	
11 貸付金利計	・ 貸付金利の合計を記入。	自動計算
12 償還期間	・ 据置期間を含む償還年数を記入。	
13 据置期間	・ 据置期間を年単位で記入。	
14 資金毎の借 換時残高	借換時における対象資金毎の残高を記入。	
15 貸付実行額 のうち資金毎 の借換額	借換時における資金毎の残高のうち、資金毎に借換を行った金額を記入。	
16 備考		
【その他】 ・ 2 枚以上の 場合	・ 各表毎にキーコード部を必ず記入するとともに、小計を入れ最後の表には合計を記入。貸付金利は最終枚目の合計欄に最高と最低を記入。	

【参考2】畜産経営体質強化支援資金関係コード表

1 ブロックコード及び都道府県コード

ブロック名	ブロック コード 番号	都道府県名	都道府県 コード 番号	ブロック名	ブロック コード 番号	都道府県名	都道府県 コード 番号		
北海道	1	北海道	01	近畿	6	滋賀県	25		
東北	2	青森県	02			京都府	26		
		岩手県	03			大阪府	27		
		宮城県	04			兵庫県	28		
		秋田県	05			奈良県	29		
		山形県	06			和歌山県	30		
		福島県	07			中国・四国	7	鳥取県	31
		関東	3					茨城県	08
栃木県	09					岡山県	33		
群馬県	10					広島県	34		
埼玉県	11			山口県	35				
千葉県	12			徳島県	36				
東京都	13			香川県	37				
神奈川県	14			愛媛県	38				
山梨県	19			高知県	39				
北陸	4	新潟県	15	九州	8	福岡県	40		
		富山県	16			佐賀県	41		
		石川県	17			長崎県	42		
		福井県	18			熊本県	43		
東海	5	岐阜県	21			大分県	44		
		愛知県	23			宮崎県	45		
		三重県	24			鹿児島県	46		
						沖縄	9	沖縄県	47

2 総合振興局・振興局コード（北海道）

振興局名	コード番号	振興局名	コード番号	振興局名	コード番号
石狩	01	渡島	06	根室	11
空知総合	02	胆振	07	オホーツク総合	12
上川総合	03	日高	08	宗谷総合	13
後志	04	十勝総合	09	留萌	14
檜山	05	釧路総合	10		

3 利子補給金計算期間コード

貸付区分	コード番号
1 2月型	1
応当日型	2

4 経営の種類コード

(1) 酪農・肉用牛

経営の種類	コード番号
酪農経営	1 0
肉用牛繁殖経営	2 1
肉専用種肥育経営（一貫含む）	2 2
交雑種肥育経営	2 3
交雑種哺育育成経営	2 4
乳用種肥育経営	2 5
乳用種哺育育成経営	2 6

(2) 養豚

経営の種類	コード番号
繁殖経営	3 1
一貫経営	3 2
肥育経営	3 3

5 異動理由（繰上償還「その他」）

コード	1	2	3	4	5	6	8
繰上償還理由	借換 (畜特資金)	借換 (その他)	全償請求 代位弁済	資産処分 (経営継続)	資産処分 (経営中止)	期限の 利益喪失	不明

※異動理由が代位弁済（3）の場合、基金協会の融資機関に対する保証履行通知、  
営農継続を示す資料（売上精算書等）を併せ提出してください。

【参考3】 利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算

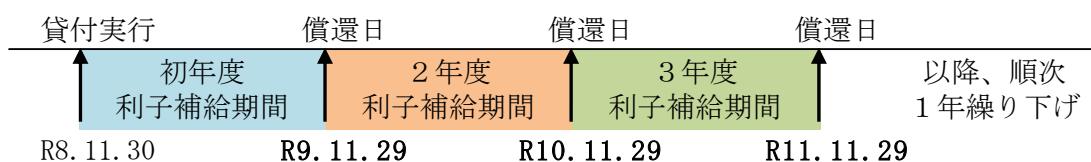
項 目	内 容
利子補給金 計算期間	<p>[利子補給金計算期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金は、貸付資金ごとに毎年1回交付しますが、この利子補給金の計算期間の基礎となる期間が「利子補給金計算期間」で、その始期と終期の区別により「応当日型」と「12月型」の2つに分かれます。</li> </ul> <p><b>【応当日型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、貸付応当日から翌年度の貸付応当日の前日までを計算期間とします。</li> <li>・また、貸付応当日の前日以外の日を約定償還日と定めている県にあっては、当該約定日の翌日から翌年度の約定償還日までを計算期間とします。ただし、初年度は、貸付実行日から約定償還日までが計算期間となります。</li> </ul> <p><b>【12月型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、1月1日から12月31日までを計算期間とします。ただし、初年度（貸付実行年）は、貸付実行日からその年の12月31日まで、また、最終年度は最終年の1月1日からその年の貸付応当日の前日（貸付応当日の前日以外の日を約定償還日に定めた時は当該約定償還日）までとなります。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給計算期間が貸付年度、融資機関ごとに区々になることは、利子補給関係事務が繁雑になりますので、これを回避する観点から関係機関が協議して利子補給請求方式（12月型または応当日型）と約定償還日を統一することが望ましいと考えます。</li> <li>・例えば、約定償還日は原則として貸付応当日の前日となりますが、貸付実行日が11月30日の場合であって、営業日との関係で翌日以降の貸付実行日になった場合には、約定償還日を1年以内の11月29日に設定するような方法が考えられます。</li> <li>・この場合の応当日型の計算期間は、上記【応当日型】の2ポツにあるように、初年度は貸付実行日から約定償還日まで、翌年度以降は約定償還日の翌日から次の約定償還日までが計算期間となります。</li> </ul>

### 利子補給計算期間例

貸付実行日 R8. 11. 30 約定償還日 毎年11月29日

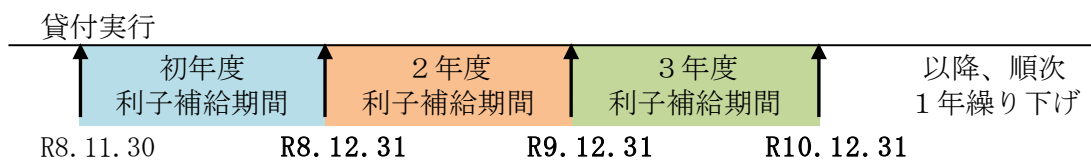
【応当日型】：利子補給終期日＝償還日

初年度		2年度		3年度	
始期	R8. 11. 30	始期	R9. 11. 30	始期	R10. 11. 30
終期	R9. 11. 29	終期	R10. 11. 29	終期	R11. 11. 29



【12月型】：利子補給終期日＝12月31日

初年度		2年度		3年度	
始期	R8. 11. 30	始期	R9. 1. 1	始期	R10. 1. 1
		償還日	R9. 11. 29	償還日	R10. 11. 29
終期	R8. 12. 31	終期	R9. 12. 31	終期	R10. 12. 31



項目	内容
償還回数	〔償還回数〕 ・ 償還回数 = 償還期間 - 据置期間
毎回償還回数の算出	〔毎回償還額の償還方法〕 1 元金均等償還 2 約定償還は年1回（年賦償還） 3 1の均等償還額に千円未満の端数がある時はこれを切り捨てて初年度の償還額に加算します。 4 また、繰上償還があった場合は、繰上償還日の翌日の貸付残高について上記に準じて処理することとしており、それぞれ次の算式による金額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨て初年度の償還額に加算する）を毎年度の償還額とします。

### 貸付実行時の計算例

貸付実行日	貸付額	償還期間	据置期間
R8. 11. 30	50,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	償還額	償還後残高
R9		50,000,000	0	50,000,000
R10		50,000,000	0	50,000,000
R11		50,000,000	0	50,000,000
R12	1	50,000,000	4,174,000	45,826,000
R13	2	45,826,000	4,166,000	41,660,000
R14	3	41,660,000	4,166,000	37,494,000
R15	4	37,494,000	4,166,000	33,328,000
R16	5	33,328,000	4,166,000	29,162,000
R17	6	29,162,000	4,166,000	24,996,000
R18	7	24,996,000	4,166,000	20,830,000
R19	8	20,830,000	4,166,000	16,664,000
R20	9	16,664,000	4,166,000	12,498,000
R21	10	12,498,000	4,166,000	8,332,000
R22	11	8,332,000	4,166,000	4,166,000
R23	12	4,166,000	4,166,000	0

### 一部繰上償還時の計算例

貸付残高	繰上償還日	繰上償還額	償還期間	据置期間
50,000,000	R14. 3. 30	10,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	繰上償還額	償還額	償還後残高
R9		50,000,000			50,000,000
R10		50,000,000			50,000,000
R11		50,000,000			50,000,000
R12	1	50,000,000		4,174,000	45,826,000
R13	2	45,826,000		4,166,000	41,660,000
R14	3	41,660,000	10,000,000	3,166,000	28,494,000
R15	4	28,494,000		3,166,000	25,328,000
R16	5	25,328,000		3,166,000	22,162,000
R17	6	22,162,000		3,166,000	18,996,000
R18	7	18,996,000		3,166,000	15,830,000
R19	8	15,830,000		3,166,000	12,664,000
R20	9	12,664,000		3,166,000	9,498,000
R21	10	9,498,000		3,166,000	6,332,000
R22	11	6,332,000		3,166,000	3,166,000
R23	12	3,166,000		3,166,000	0

項 目	内 容
利子補給額の算出	<p data-bbox="375 257 662 291">〔利子補給額の算出〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="375 302 1428 436">1 融資機関への利子補給額は、借入者の経営の種類ごとに各利子補給金計算期間別に貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じた額（円未満切捨）の合計額が各年度の利子補給額となります。</li> <li data-bbox="375 448 1428 582">2 なお、貸付当初5年間については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に貸付利率を乗じて算出する額に相当する額との合計額が利子補給額となります。</li> <li data-bbox="375 593 1428 772">3 貸付平均残高は、利子補給金計算期間中の日々の貸付残高の総和を平年、閏年とも365で除した額です。また、この場合、融資機関で約定償還金が延滞していても償還されたものとして利子補給額を計算します。            なお、閏年の貸付残高の総和は366日の計算となります。</li> <li data-bbox="375 784 1428 918">4 貸付平均残高の計算基礎とする貸付残高は次の（1）から（6）により計算します。           <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="391 929 1428 1019">（1）約定償還額は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出します。</li> <li data-bbox="391 1030 1428 1120">（2）約定償還日及び繰上償還日当日の貸付残高は、償還前の残高となります。</li> <li data-bbox="391 1131 1428 1310">（3）約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日となった場合、民法第142条の規定では、翌営業日の償還でよいことになっていますが、利子補給金の計算上は、約定償還日に償還があったものとして算出します。</li> <li data-bbox="391 1321 1428 1411">（4）対象外貸付額は、貸付当初から貸付がなかったものとして貸付実行日からその額を減額します。</li> <li data-bbox="391 1422 1428 1601">（5）経営を中止した場合は、経営中止日の翌日から利子補給金の交付を停止するので経営中止日の貸付残高で利子補給金額を計算します。            なお、継続確認申請を提出して承認を受けた場合は、引き続き利子補給金の交付対象になります。</li> <li data-bbox="391 1612 1428 1747">（6）計画の承認の取り消しの場合は、取消認定日から利子補給金の交付を停止するので取消認定日の前日までの利子補給額を計算し、取消認定日以降は交付しない取り扱いとなります。</li> </ol> </li> </ol>

項 目	内 容								
	<p>[貸付実行時の計算例による利子補給額の算出]</p> <table border="1" data-bbox="368 297 1203 445"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 297 600 394">貸付実行額</th> <th data-bbox="600 297 764 394">貸付 実行日</th> <th data-bbox="764 297 1035 394">償還期間 (うち据置期間)</th> <th data-bbox="1035 297 1203 394">約定 償還日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 394 600 445">50,000 千円</td> <td data-bbox="600 394 764 445">R8. 11. 30</td> <td data-bbox="764 394 1035 445">15 年 (3 年)</td> <td data-bbox="1035 394 1203 445">11. 29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 利子補給率 ; 1.01% 貸付利率 ; 2.50% (例)</p> <p>※上述の例は、融資機関の取扱いが1件の場合です。取扱いが複数ある場合には、複数件の合計に対して積数を算出し、それに利子補給率を乗じて、利子補給額を算出します。</p> <p>[応当日型の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• R8. 11. 30 実行に係る R8. 11. 30～R9. 11. 29 間の利子補給請求は R10 年 1 月 提出 (請求期限 : R10. 1. 31)</li> </ul> <p>利子補給額 = 積数 (期首残高 × 始期～終期迄日数) × 利子補給率 ÷ 365 1,755,000 円 = 50,000 千円 × 365 × 3.51% ÷ 365 (無利子期間)</p> <p>[12月型の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• R8. 11. 30 実行に係る R8. 11. 30～R8. 12. 31 間の利子補給請求書は R9 年 2 月 提出 (請求期限 : R9. 2. 28)</li> </ul> <p>利子補給金 = 積数 (期首残高 × 始期～終期迄日数) × 利子補給率 ÷ 365 153,863 円 = 50,000 千円 × 32 × 3.51% ÷ 365 (当年度 無利子期間) (翌年) 1,755,000 円 = 50,000 千円 × 365 × 3.51% ÷ 365 (無利子期間)</p>	貸付実行額	貸付 実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日	50,000 千円	R8. 11. 30	15 年 (3 年)	11. 29
貸付実行額	貸付 実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日						
50,000 千円	R8. 11. 30	15 年 (3 年)	11. 29						

利子補給額の算出例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	利子補給率	貸付利率
50,000 千円	R8. 11. 30	15 年 (3 年)	11. 29	1. 01%	2. 50% (例)

【応当日型の場合】

回数	実行日・約定日	日数	約定償還額(千円)	貸付残高(千円)	積数(円)	利子補給額(円)	
	R8.11.30			50,000			無利子期間
1	R9.11.29	365	0	50,000	18,250,000	1,755,000	
	R9.11.30			50,000			無利子期間
2	R10.11.29	366	0	50,000	18,300,000	1,759,808	
	R10.11.30			50,000			無利子期間
3	R11.11.29	365	0	50,000	18,250,000	1,755,000	
	R11.11.30			50,000			無利子期間
4	R12.11.29	365	4,174	45,826	18,250,000	1,755,000	
	R12.11.30			45,826			無利子期間
5	R13.11.29	365	4,166	41,660	16,726,490	1,608,492	
	R13.11.30			41,660			←通常利子期間スタート
6	R14.11.29	366	4,166	37,494	15,247,560	421,918	
	R14.11.30			37,494			
7	R15.11.29	365	4,166	33,328	13,685,310	378,689	
	R15.11.30			33,328			
8	R16.11.29	365	4,166	29,162	12,164,720	336,612	
	R16.11.30			29,162			
9	R17.11.29	365	4,166	24,996	10,644,130	294,536	
	R17.11.30			24,996			
10	R18.11.29	366	4,166	20,830	9,148,536	253,151	
	R18.11.30			20,830			
11	R19.11.29	365	4,166	16,664	7,602,950	210,383	
	R19.11.30			16,664			
12	R20.11.29	365	4,166	12,498	6,082,360	168,306	
	R20.11.30			12,498			
13	R21.11.29	365	4,166	8,332	4,561,770	126,229	
	R21.11.30			8,332			
14	R22.11.29	366	4,166	4,166	3,049,512	84,383	
	R22.11.30			4,166			
15	R23.11.29	365	4,166	0	1,520,590	42,076	

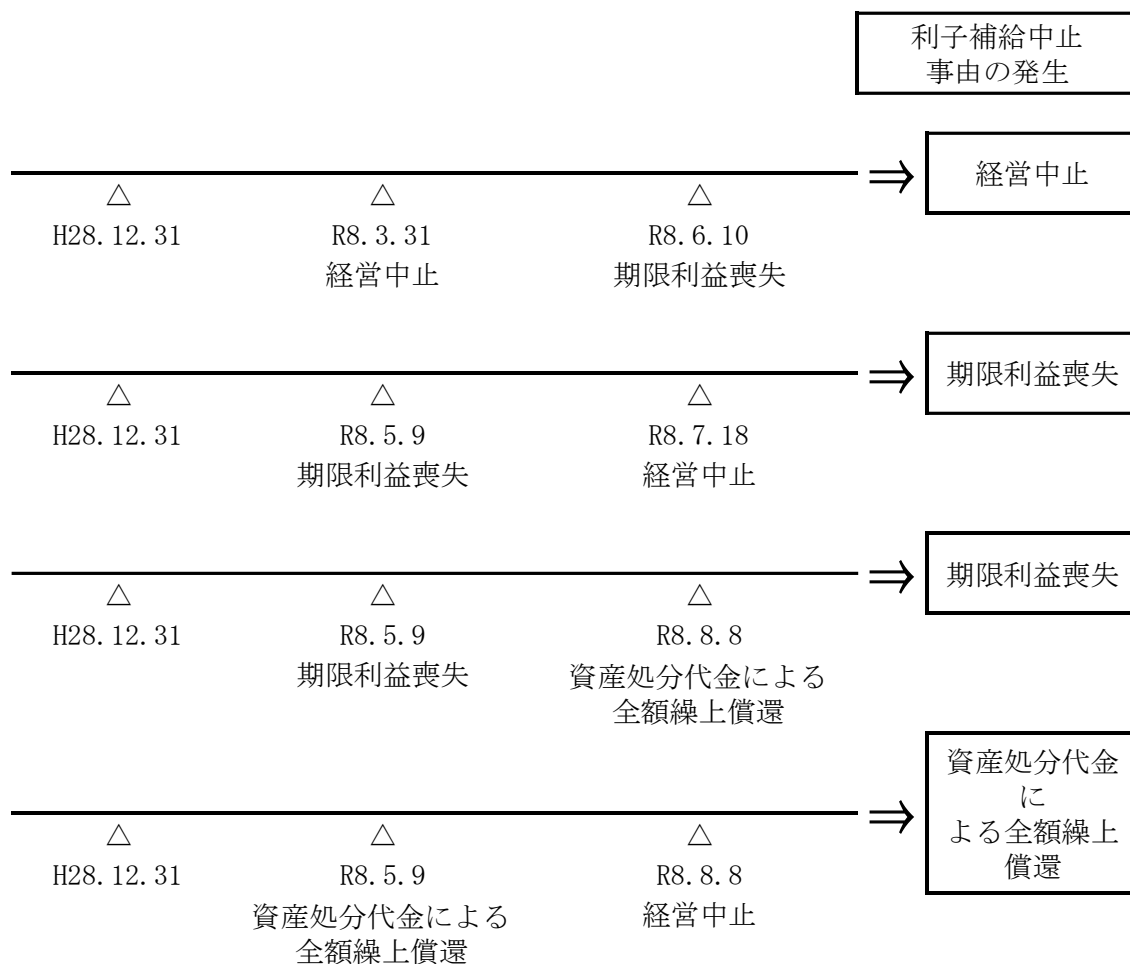
【12月型の場合】

回数	実行日・約定日	日数	約定償還額(千円)	貸付残高(千円)	積数(円)	利子補給額(円)	
1	R8.11.30			50,000			無利子期間
	R8.11.28		0	50,000	0	153,863	
	R8.12.31	32		50,000	1,600,000		
2	R9.1.1			50,000			無利子期間
	R9.11.28	332	0	50,000	16,600,000	1,755,000	
	R9.12.31	33		50,000	1,650,000		
3	R10.1.1			50,000			無利子期間
	R10.11.28	333	0	50,000	16,650,000	1,759,808	
	R10.12.31	33		50,000	1,650,000		
4	R11.1.1			50,000			無利子期間
	R11.11.28	332	0	50,000	16,600,000	1,755,000	
	R11.12.31	33		50,000	1,650,000		
5	R12.1.1			50,000			無利子期間
	R12.11.28	332	4,174	45,826	16,600,000	1,741,754	
	R12.12.31	33		45,826	1,512,258		
6	R13.1.1			45,826			通常利子期間
	R13.11.28	332	4,166	41,660	15,214,232	1,501,108	
	R13.12.31	33		41,660	1,374,780		
7	R14.1.1			41,660			←通常利子期間スタート
	R14.11.28	333	4,166	37,494	13,872,780	418,114	
	R14.12.31	33		37,494	1,237,302		
8	R15.1.1			37,494			←通常利子期間スタート
	R15.11.28	332	4,166	33,328	12,448,008	374,885	
	R15.12.31	33		33,328	1,099,824		
9	R16.1.1			33,328			←通常利子期間スタート
	R16.11.28	332	4,166	29,162	11,064,896	332,808	
	R16.12.31	33		29,162	962,346		
10	R17.1.1			29,162			←通常利子期間スタート
	R17.11.28	332	4,166	24,996	9,681,784	290,732	
	R17.12.31	33		24,996	824,868		
11	R18.1.1			24,996			←通常利子期間スタート
	R18.11.28	333	4,166	20,830	8,323,668	249,347	
	R18.12.31	33		20,830	687,390		
12	R19.1.1			20,830			←通常利子期間スタート
	R19.11.28	332	4,166	16,664	6,915,560	206,578	
	R19.12.31	33		16,664	549,912		
13	R20.1.1			16,664			←通常利子期間スタート
	R20.11.28	332	4,166	12,498	5,532,448	164,502	
	R20.12.31	33		12,498	412,434		
14	R21.1.1			12,498			←通常利子期間スタート
	R21.11.28	332	4,166	8,332	4,149,336	122,425	
	R21.12.31	33		8,332	274,956		
15	R22.1.1			8,332			←通常利子期間スタート
	R22.11.28	333	4,166	4,166	2,774,556	80,579	
	R22.12.31	33		4,166	137,478		
16	R23.1.1			4,166			←通常利子期間スタート
	R23.11.28	332	4,166	0	1,383,112	38,272	
	R23.12.31	33		0	0		

### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い

項目	内容
内容	<p>[期限の利益を喪失させた場合に係る異動報告の取扱い]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関が借入者に対して期限の利益を喪失させた場合における異動報告の取扱いについて、期限の利益喪失、経営中止、基金協会代弁等との関係を時間軸で示すと次の表のようになります。</li> </ul> <p>[期限の利益喪失に係る貸付実行状況等異動報告書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関が借入者に全額繰上償還請求して期限の利益を喪失させた場合は、期限の利益喪失日を異動日とする報告を作成してください。</li> </ul>



項 目	内 容									
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金余剰等による繰上償還は従来通りの取扱いですが、期限の利益喪失を異動に入れたことにより、経営中止、代弁等は時間軸からみて適用するものを的確に把握して異動報告を提出するよう、特にご留意ください。</li> <li>・全額繰上償還請求に伴う期限利益喪失に係る異動報告の繰上償還コードは、「6」です。</li> </ul>									
根 拠	<p>1 利子補給金の計算対象貸付残高について</p> <p>(1) 約定償還分については、約定償還日に償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして翌日の貸付残高から減額する。</p> <p>(2) 繰上償還については、繰上償還された日の翌日の貸付残高から減額する。</p> <p>こととなっており、融資機関が期限の利益を喪失させた場合においては、これら扱いに準じることとして、期限の利益喪失日の翌日から当該分について利子補給しないことを明確にするものです。</p> <p>2 したがって、異動報告の異動発生年月日を期限の利益喪失日とすることとし、これに伴う利子補給額異動修正計算表においては、その翌日から当該分が除外されることとなります。</p>									
報告様式・ 報告方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 1189 603 1234">様 式</th> <th data-bbox="603 1189 1283 1234">様式名</th> <th data-bbox="1283 1189 1426 1234">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1234 603 1581">別紙様式第9号</td> <td data-bbox="603 1234 1283 1581">           畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書            （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等）         </td> <td data-bbox="1283 1234 1426 1581">郵送又はメール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1581 603 1671">〃の別添1</td> <td data-bbox="603 1581 1283 1671">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表</td> <td data-bbox="1283 1581 1426 1671"></td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等）	郵送又はメール報告	〃の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表	
様 式	様式名	方法								
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点で経営を行っていたことを証明する資料等）	郵送又はメール報告								
〃の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表									
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を作成し、信農連等を経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに当会に到着するよう提出してください。</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>									

### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (2) 繰上償還

項 目	内 容
内 容	<p>[貸付実行状況等異動報告書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>繰上償還がなされた場合、その後の約定償還は、繰上償還日の翌日の貸付残高を残存約定償還回数で除して、新たに償還計画額及び利子補給額を設定します（別表参照）。</li> <li>貸付実行状況等異動表の備考欄に、内入れの場合は「内入れ」と、早期償還の場合は「早期償還」と、繰上償還に併せて償還期間の短縮を行う場合は「期間短縮〇年」と各々記入してください。</li> <li>約定償還日に約定償還と繰上償還を併せて行った場合の処理は、約定償還の処理後に、約定償還後の貸付残高について繰上償還の異動処理を行います。⇨異動報告書の繰上償還額は、当該約定償還日の償還額（約定償還額と繰上償還額との合計額）ではなく、繰上償還額のみを計上してください。</li> <li>異動理由が資金余剰以外の場合には、繰上償還のその他欄に【参考2】畜産経営体質強化支援資金関係コード表の5の中から該当するコードを記入してください。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○繰上償還⇨約定償還以外の任意の償還（全額・一部）</li> <li>○内入れ ⇨約定償還額の全額または一部に係る約定償還日前の償還（期日前償還）</li> <li>○早期償還⇨当年度及び次年度以降分の約定償還額の全額または一部に係る償還（当年度及び次年度以降分の期日前償還）</li> </ul> <p>（注）繰上償還、内入れ、早期償還については、次頁を参照してください。</p> </div>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還金が約定償還額の内入れなどであるものを繰上償還として異動報告書を提出すると、借入者は当該約定償還日に内入れ額のほか、新たに設定された約定償還額の償還額を償還することとなりますので、一部繰上償還、内入れ、早期償還かを借入者の意向を的確に反映して報告するよう、特にご留意ください。</li> <li>繰上償還にあつては、繰償後の返済計画表を必ず添付してください。</li> <li>基金協会代弁による全額繰上償還にあつては、借入者の牛等の飼養状況を確認したうえ、飼養の場合は代弁履行日に全償となるので、異動報告</li> </ul>

項目	内容		
	<p>に基金協会の代弁履行通知、借入者の生乳又は肉牛出荷等を確認できるものを添付してください。</p> <p>※飼養無の場合、経営中止処理とします。</p>		
報告様式・報告方法	様式	様式名	方法
	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 （繰上償還日、繰上償還額、繰上償還前後の貸付金残高が把握できる資料〔証書貸付金照会 取引履歴照会など〕を添付） （全額償還以外の繰上償還にあっては、繰償後の返済計画表を添付すること）	郵送又はメール報告
	〃 の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表	
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を信農連等を経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに当会に到着するように提出してください。</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>		

【参考】繰上償還、内入れ、早期償還

区分	内容	参考 (処理後約定償還額)
繰上償還	約定償還額とは別に資金余剰等を充て繰り上げて償還するもの	約定償還額が変更
内入れ	約定償還額の全額または一部を当年度期日までに償還するもの	約定償還額に変更無
早期償還	次年度以降の償還額分も早期に繰り上げて償還するもの。但し、償還期間が短縮されるものではない	約定償還額に変更無

(例)

貸付実行日 R8. 11. 30 貸付実行額 10,000 千円 償還額 2,000 千円 償還期間 5年

約定償還日 11. 29

⇒R9. 10. 10 に 3,000 千円償還があった場合の毎年度約定償還額は次のとおりとなります。

(単位；千円)

区 分	R9. 11. 29	10. 11. 29	11. 11. 29	12. 11. 29	13. 11. 29
通常償還	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
繰上償還（注1）	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
内入れ（注2）	処理不能				
早期償還（注3）	0	1,000	2,000	2,000	2,000

（注1）一部繰上償還（3,000千円）処理後に再計算し毎年度約定償還額は1,400千円となります。

（注2）約定償還額を超えているので、内入れ処理はできません。内入れ処理は約定償還額の範囲内で、この例では2,000千円までとなります。

（注3）R9.10.10にR9.11.29分、10.11.29分の一部が入金されていますので、R9.11.29は約定償還額はゼロ、10.11.29は1,000千円、11.11.29以降は2,000千円となります。早期償還は最終年度分まで可能ですが、全て早期償還すると全額繰上償還と同じこととなります。

## 【別表】

繰上償還（約定償還以外の任意の償還）の例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	貸付区分	繰上償還日	繰上償還額
8,000千円	R8.11.30	15年(3年)	11.29	特認	R11.1.10	500千円

回数	実行日・約定日	貸付実行額	当初		繰上償還後	
			約定償還額	貸付残高	約定償還額	約定償還額
	R8.11.30	8,000千円		8,000千円		
1	R9.11.29		千円	8,000千円	千円	千円
2	R10.11.29		千円	8,000千円	千円	千円
3	R11.11.29		千円	8,000千円	※ 500千円	7,500千円
4	R12.11.29		674千円	7,326千円	625千円	6,875千円
5	R13.11.29		666千円	6,660千円	625千円	6,250千円
6	R14.11.29		666千円	5,994千円	625千円	5,625千円
7	R15.11.29		666千円	5,328千円	625千円	5,000千円
8	R16.11.29		666千円	4,662千円	625千円	4,375千円
9	R17.11.29		666千円	3,996千円	625千円	3,750千円
10	R18.11.29		666千円	3,330千円	625千円	3,125千円
11	R19.11.29		666千円	2,664千円	625千円	2,500千円
12	R20.11.29		666千円	1,998千円	625千円	1,875千円
13	R21.11.29		666千円	1,332千円	625千円	1,250千円
14	R22.11.29		666千円	666千円	625千円	625千円
15	R23.11.29		666千円	0千円	625千円	0千円

## 1. 貸付実行時

貸付実行額を償還回数で除した額（千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額をその初年度に加算する。）が年度ごとの均等償還額となります。

## 2. 繰上償還時

償還後の貸付残高を繰上償還以降に到来する約定償還回数で条した額（千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額をその初年度に加算する。）が、繰上償還後の約定償還額となります。

この例において、R11.1.10の繰上償還が約定償還の内入れであるのに、繰上償還として異動報告書を提出すると、R11.11.29の約定日の償還額は内入れを控除した残額の償還とならず、約定償還額は上で示した625千円の償還となるので、内入れか繰上償還かを充分確認してください。

### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (3) 経営中止等

項 目	内 容
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書・借入者経営中止状況報告書の作成〕</p> <p>経営中止があった場合の異動報告書は、「借入者経営中止状況報告書」の確認申請の有無により、次のとおり提出することとなります。</p> <p>継続確認申請の有無については、「借入者経営中止状況報告書」の経営中止日欄に記載してください。</p> <p>○継続確認申請がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営中止日が異動発生日となり、以後の利子補給金は交付停止されますので、借入者経営中止状況報告書の経営中止日欄に経営中止日を記載した後、継続申請「無」と記して異動報告書とともに提出してください。</li> <li>・経営中止日がわかる資料（生乳、肉牛の売上に係る精算書等で中止日がわかるもの）を添付してください。</li> </ul> <p>○継続確認申請がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営中止があった場合、借入者経営中止状況報告書の経営中止日欄に経営中止日を記載した後、継続申請「有」と記入して利子補給継続確認申請書とともに信農連等を通して県に提出し、確認を受けてください。また、県は継続確認申請を承認したときには、承認したことを当会に通知してください。</li> <li>・この場合の利子補給継続確認申請事由が「ア経営主の事故等の不測の事態の発生により経営中止せざるを得ない場合」あるいは「経営の転換により経営の安定を図ろうとする場合」は、経営中止日の翌年の経営中止応当日まで、「イ資産を処分し借入金の返済に充てる場合」は、営農に係る資産の最終処分の日（経営中止日の翌年経営中止応答日までが限度）まで、それぞれ利子補給金の交付が認められます。申請事由により「経営中止日の翌年の経営中止応当日」または「営農に係る資産の最終処分の日」のいずれかが異動発生日になります。</li> <li>・この異動発生日が到来した時は、異動報告書に「継続確認申請書の写し」、「利子補給金交付停止日の到来について」及び「資産処分に係る契約書等、償還額、入金日がわかるもの（資産処分等の場合）」を添付して当会に速やかに提出してください。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続確認申請は、上記のとおり社会通念上から妥当と判断されるものに適用されることに留意してください。</li> </ul>

項 目	内 容		
提出様式・報告方法	【継続確認申請がない場合】		
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 1 1 号	畜産経営体質強化支援資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日における証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送又はメール報告
	別紙様式第 9 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	
	〃 の別添 1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表	
	【継続確認申請がある場合】		
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 1 1 号	畜産経営体質強化支援資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日における証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送又はメール報告
	利子補給金交付停止日の到来について		
	別紙様式第 9 号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	
〃 の別添 1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表		
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関は、経営中止等の異動が生じた都度、信農連等を經由して速やかに異動報告書及び別添 1 の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の 30 日前までに当会に到着するよう提出してください。</li> <li>・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>		

### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (4) 体質強化計画の承認取消

項目	内容																
内容	〔貸付実行状況等異動報告書の作成〕 体質強化計画の承認取消があった場合、貸付実行状況等異動報告書を作成します。なお、異動日は計画の承認取消日の前日となります。																
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関が体質強化計画の承認取消よりも前に借入者に期限の利益を喪失させている場合には、全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）が異動日となります。</li> <li>・融資機関は都道府県知事から畜産経営体質強化計画承認取消通知書により体質強化計画の承認取消の通知を受けた場合には、畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表の備考欄にその旨を記述して会長あて提出してください。</li> <li>・融資機関は、体質強化計画の承認取消の理由を説明できる書類を整備しておくことに留意してください。</li> </ul>																
報告様式・報告方法	<p><b>【道府県⇒中央畜産会】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>様式名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第5号</td> <td>畜産経営体質強化計画承認取消通知書</td> <td>郵送</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【融資機関⇒（信農連等）⇒中央畜産会】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>様式名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第9号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td rowspan="3">郵送又はメール報告</td> </tr> <tr> <td>〃の別添1</td> <td>畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表</td> </tr> <tr> <td>別添</td> <td>承認取消内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付してください</li> <li>・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付してください。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	様式	様式名	方法	別紙様式第5号	畜産経営体質強化計画承認取消通知書	郵送	様式	様式名	方法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送又はメール報告	〃の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表	別添	承認取消内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付してください</li> <li>・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付してください。</li> </ul>
様式	様式名	方法															
別紙様式第5号	畜産経営体質強化計画承認取消通知書	郵送															
様式	様式名	方法															
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送又はメール報告															
〃の別添1	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表																
別添	承認取消内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・稟議時等に作成したものなど、既存作成したものの写しを添付してください</li> <li>・併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書貸付金取引履歴照会を添付してください。</li> </ul>																
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、道府県から体質強化計画承認取消の連絡を受けた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添1の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに当会に到着するよう提出してください。</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>																

### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (5) 償還猶予等

項 目	内 容									
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書・償還猶予等異動表の作成〕</p> <p>償還期限の延長や据置期間の延長、中間据置の設定といった償還猶予等の措置が講じられた場合、償還猶予等異動表を作成してください。</p> <p>ただし、事業実施要領で定められた各期間を超えることはできませんので留意してください。</p>									
留意事項	<p>・都道府県は、事前に借入者や融資機関から相談を受け、経営状況を確認した上で、新規貸付と同様に、変更した体質強化計画等について融資機関を通じて提出を受け、承認する必要があります。</p>									
報告様式・報告方法	<p>【融資機関⇒(信農連等) ⇒中央畜産会】</p> <table border="1" data-bbox="331 831 1428 1225"> <tr> <td data-bbox="331 831 603 981">別紙様式第9号</td> <td data-bbox="603 831 1294 981">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (償還猶予後の返済計画表を添付すること)</td> <td data-bbox="1294 831 1428 1225" rowspan="3">郵送又はメール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 981 603 1131">エクセルシート (次頁の別添エクセルシート)</td> <td data-bbox="603 981 1294 1131">畜産経営体質強化支援資金の償還猶予等異動表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1131 603 1225">信農連等進達参考</td> <td data-bbox="603 1131 1294 1225">任意の様式</td> </tr> </table>			別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (償還猶予後の返済計画表を添付すること)	郵送又はメール報告	エクセルシート (次頁の別添エクセルシート)	畜産経営体質強化支援資金の償還猶予等異動表	信農連等進達参考	任意の様式
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書 (償還猶予後の返済計画表を添付すること)	郵送又はメール報告								
エクセルシート (次頁の別添エクセルシート)	畜産経営体質強化支援資金の償還猶予等異動表									
信農連等進達参考	任意の様式									
提出時期	<p>・融資機関は、道府県から体質強化計画変更承認の連絡を受けた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び償還猶予等異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに当会に到着するよう提出してください。</p> <p>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</p>									



### 3 貸付実行状況等異動報告書

#### (6) 融資機関合併等

項 目	内 容																				
内 容	<p>[貸付実行状況等異動報告書等の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関、畜産経営体質強化支援資金借入者に変更があった場合、貸付けの表示項目に関するデータを変更する必要がありますので、変更の都度、当会に報告して下さい。特に、畜産経営体質強化支援資金借入者と利子補給対象者は常に整合しておく必要があります。</li> <li>・ 報告様式と変更内容の目安は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="368 591 1422 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 591 644 638">報告様式</th> <th colspan="2" data-bbox="644 591 1422 638">変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 638 644 736">第9号の別添2</td> <td colspan="2" data-bbox="644 638 1422 736">融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 736 644 784">任意様式</td> <td colspan="2" data-bbox="644 736 1422 784">〃 （被合併融資機関に残高無の場合）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 784 644 882">第9号の別添3</td> <td colspan="2" data-bbox="644 784 1422 882">事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 882 644 981">第9号の別添4</td> <td colspan="2" data-bbox="644 882 1422 981">経営移譲、組織変更等による借入者変更コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 981 644 1032">第9号の別添5</td> <td colspan="2" data-bbox="644 981 1422 1032">借入者のコード変更</td> </tr> </tbody> </table>			報告様式	変更内容		第9号の別添2	融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）		任意様式	〃 （被合併融資機関に残高無の場合）		第9号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更		第9号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者変更コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要		第9号の別添5	借入者のコード変更	
報告様式	変更内容																				
第9号の別添2	融資機関合併（畜産経営体質強化支援資金残高を継承）																				
任意様式	〃 （被合併融資機関に残高無の場合）																				
第9号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更																				
第9号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者変更コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要																				
第9号の別添5	借入者のコード変更																				
留意事項	<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当会では畜産経営体質強化支援資金の融資機関、借入者等を共通のデータベースにより、データとリンクさせてデータを蓄積・管理することとしています。このため、融資機関、借入者に関する変更については、当会に報告するようにしてください。</li> </ul> <p>◎12月型：R8.12.31迄</p> <p>◎応答日型：利子補給請求月の前々月末迄</p>																				
報告様式・報告方法	<table border="1" data-bbox="352 1518 1406 2009"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1518 644 1570">様 式</th> <th data-bbox="644 1518 1315 1570">様 式 名</th> <th data-bbox="1315 1518 1406 1570">方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1570 644 1668">別紙様式第9号</td> <td data-bbox="644 1570 1315 1668">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td data-bbox="1315 1570 1406 1668" rowspan="6">郵送 又は メール報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1668 644 1715">〃の別添2</td> <td data-bbox="644 1668 1315 1715">合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1715 644 1762">〃の別添3</td> <td data-bbox="644 1715 1315 1762">利子補給事業融資機関コード等変更入力票Ⅰ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1762 644 1861">〃の別添4</td> <td data-bbox="644 1762 1315 1861">畜産経営体質強化支援資金貸付対象者氏名の変更について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1861 644 1908">〃の別添5</td> <td data-bbox="644 1861 1315 1908">貸付対象者氏名変更入力票Ⅰ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1908 644 2009">信農連等進達参考</td> <td data-bbox="644 1908 1315 2009">畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書</td> </tr> </tbody> </table>			様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送 又は メール報告	〃の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）	〃の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票Ⅰ	〃の別添4	畜産経営体質強化支援資金貸付対象者氏名の変更について	〃の別添5	貸付対象者氏名変更入力票Ⅰ	信農連等進達参考	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書		
様 式	様 式 名	方 法																			
別紙様式第9号	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書	郵送 又は メール報告																			
〃の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）																				
〃の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票Ⅰ																				
〃の別添4	畜産経営体質強化支援資金貸付対象者氏名の変更について																				
〃の別添5	貸付対象者氏名変更入力票Ⅰ																				
信農連等進達参考	畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書																				

項 目	内 容
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 融資機関は、合併、事業譲渡等により融資機関コードを変更した場合、畜産経営体質強化支援資金借入者が経営移譲、組織変更等により変更された場合、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添 2 から 5 の報告を会長あて提出してください。</li> <li>• 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>

#### 4 利子補給金請求書の作成と提出

項 目	内 容												
内 容	<p>[利子補給金請求書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子補給金請求書は、請求提出期限ごとに作成してください。</li> <li>・ 利子補給金請求書の作成に当たっては、当会から送付された利子補給額計算書又は利子補給額異動修正計算書に基づき作成してください。</li> </ul>												
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 8 年度利子補給金の請求額に関連のある異動報告については、利子補給金の計算対象期間の経過後 30 日以内に当会が受理できるようにしてください。</li> <li>・ なお、当会での受理が著しく遅延した異動報告書については、期間内での電算処理による修正が不可能なため、当該計算期間に係る異動前の利子補給金を交付した後、修正処理を行うこととなり、この場合、<u>返還金を伴う異動処理</u>になります。したがって、<u>融資機関は、内部部署での連絡・連携を行い、繰上償還・経営中止等の報告を的確に処理し、計算対象期間直後に全貸付対象者について残高確認、異動の有無、報告漏れがないかを点検して当会あて適切な報告をしてください。</u></li> <li>・ <u>利子補給金請求書については、融資機関は信農連等を経由する日数を考慮に入れて提出期限までに提出してください。</u></li> </ul>												
報告様式・ 報告方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">様 式</th> <th style="width: 60%;">様 式 名</th> <th style="width: 20%;">方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第 1 2 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書</td> <td rowspan="4">郵送</td> </tr> <tr> <td>〃 の別添</td> <td>利子補給金請求に係る事務チェック表</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第 1 3 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第 1 8 号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書 (委託機関用)</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第 1 2 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書	郵送	〃 の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表	別紙様式第 1 3 号	畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】	別紙様式第 1 8 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書 (委託機関用)
様 式	様 式 名	方 法											
別紙様式第 1 2 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書	郵送											
〃 の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表												
別紙様式第 1 3 号	畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書 【次頁参照】												
別紙様式第 1 8 号	畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書 (委託機関用)												
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関は、〔別紙〕利子補給金請求書の提出時期一覧表にある期日までに信農連等を経由して（信農連等に事務を委託していない融資機関にあつては直接）会長あて提出してください。</li> <li>・ 融資機関は、異動が生じた都度、信農連等を経由して（信農連等に事務を委託していない融資機関にあつては直接）速やかに別紙様式第 9 号の異動報告書及び別添 1 の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の 30 日前までに当会に到着するよう提出してください。</li> </ul> <p><b>【異動の取扱いは 3 貸付実行状況等異動報告書の各項目参照】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>												

## 5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出

項 目	内 容
内 容	<p>[畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本報告書は、当該年度の期末（約定償還日）に貸付残高のある借入者について貸付年度別に纏めて作成してください。</li> <li>・当期約定償還額欄には、当該年度に約定されている償還額を延滞の有無に関係なく記入します。なお、据置期間中は0と記入してください。</li> <li>・うち期中延滞欄には、約定償還額が約定償還日に入金されずに延滞しているものについて、その該当者数と延滞約定償還額（＝当期発生延滞額）を記入してください。</li> <li>・期末延滞欄には、当該年度の期末（約定償還日）における貸付当初から累積している延滞について、その該当者数と延滞額（元本）を記入します。累積した延滞額を計上しますので当期発生分も含めて計上することに留意してください。</li> <li>・期中の受入代弁額欄には、当該年度の1年間に（利子補給金の計算期間）に農協等が農業信用基金協会等の保証機関から受け入れた代弁額を記入してください。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産経営体質強化支援資金借入者で、延滞者、新規発生延滞者については、延滞理由、改善の見通し、償還見込みなどを把握して指導するように取り組んでください。</li> </ul>

## 6 事業実績報告の作成と提出

項 目	内 容										
内 容	<p>〔事業実績報告の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資実績については、融資機関から提出された貸付実行報告書により取り纏めて作成してください。</li> <li>・利子補給実績については、融資機関から提出された利子補給金請求書、融資機関別利子補給金支払調書等により取り纏めて作成してください。</li> </ul>										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実行報告書（※）は酪農・肉用牛、養豚を別葉に作成して下さい。</li> <li>・利子補給金実績報告については、融資機関に対する支払業務に使用した出力帳票等（振込一覧等）を添付してください。</li> </ul>										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様 式</th> <th style="text-align: center;">様 式 名</th> <th style="text-align: center;">方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別紙様式第14号</td> <td>畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送又はメール報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 の別表－1</td> <td>令和 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実行報告書※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 の別表－2</td> <td>令和 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第14号	畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書	郵送又はメール報告	〃 の別表－1	令和 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実行報告書※	〃 の別表－2	令和 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)
様 式	様 式 名	方 法									
別紙様式第14号	畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書	郵送又はメール報告									
〃 の別表－1	令和 年度畜産経営体質強化支援資金貸付実行報告書※										
〃 の別表－2	令和 年度畜産経営体質強化支援資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に実施した融資及び利子補給の実績を翌年度の4月10日までに会長あて提出してください。</li> </ul>										

## 7 帳簿等の整備保管

項 目	内 容
内 容	<p>〔帳簿等の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・融資機関は、利子補給契約書、借入申込書、改善計画の承認・承認の取消に係る書面、貸付元帳、個人口座への振込・現金払を証する書面、利子補給金の請求及び受領に関する帳票類を利子補給事業の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。</li></ul>

## 8 利子補給事務業務に係る年間スケジュール【目安】

月	畜産経営体質強化支援資金貸付実行	利子補給請求	
		応当日型	1 2月型
4	【前年度2月貸付】 償還計画額等の通知	【2月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
5	【5月末日】 体質強化支援資金貸付	【2月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
6	【5月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率内訳表 提出 (末日まで)		
7	【5月貸付】 償還計画額等の通知	【5月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
8	【8月末日】 体質強化支援資金貸付	【5月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
9	【8月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率内訳表 提出 (末日まで)		
10	【8月貸付】 償還計画額等の通知	【8月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
11	【11月末日】 体質強化支援資金貸付	【8月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
12	【11月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率内訳表 提出 (末日まで)		
1	【11月貸付】 償還計画額等の通知	【11月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
2	【2月末日】 体質強化支援資金貸付	【11月約定分】 交付決定・利子補給金交付	【12月型】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)
3	【2月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率内訳表 提出 (末日まで)		【12月型】 交付決定・利子補給金交付

(注) 1 繰上償還、経営中止、融資機関変更・貸付対象者変更に係る変更はその都度提出してください。  
2 畜産経営体質強化支援資金の貸付けを新規に行う融資機関の場合、利子補給契約締結申込み・利子補給契約締結を貸付実行前に行う必要があります。

〔別紙〕 利子補給金請求書の提出時期一覧表

資金名		畜産経営体質強化支援資金																								
貸付年度		平成28年度								平成29年度								平成30年度								
貸付年・月		平成28年6月		平成28年9月		平成28年11月		平成29年2月		平成29年5月		平成29年8月		平成29年11月		平成30年2月		平成30年5月		平成30年8月		平成30年11月		平成31年2月		
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	
請求書の提出期限	令和8年4月末								□									□								□
	令和8年7月末										□									□						
	令和8年8月末		□																							
	令和8年10月末																									□
	令和8年11月末																									□
	令和9年1月末																									□
	令和9年2月末	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	令和9年4月末																									□
	令和9年7月末																									□
	令和9年8月末		□																							
令和9年10月末																									□	

資金名		畜産経営体質強化支援資金																									
貸付年度		令和元年度								令和2年度								令和3年度									
貸付年・月		令和元年5月		令和元年8月(9月)		令和元年11月(12月)		令和2年2月(3月)		令和2年5月(6月)		令和2年8月		令和2年11月		令和3年2月(3月)		令和3年5月		令和3年8月		令和3年11月		令和4年2月			
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和8年4月末																									□	
	令和8年7月末		□																							□	
	令和8年8月末																										
	令和8年10月末																									□	
	令和8年11月末																										
	令和9年1月末																									□	
	令和9年2月末	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
	令和9年4月末																									□	
	令和9年7月末		□																							□	
	令和9年8月末																										
令和9年10月末																									□		

〔別紙〕 利子補給金請求書の提出時期一覧表

資金名		畜産経営体質強化支援資金								畜産経営体質強化支援資金								畜産経営体質強化支援資金							
		令和4年度								令和5年度								令和6年度							
貸付年度		令和4年5月		令和4年8月		令和4年11月		令和5年2月		令和5年5月		令和5年8月		令和5年11月		令和6年2月		令和6年5月		令和6年8月		令和6年11月		令和7年2月	
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和8年4月末																								
	令和8年7月末		□								□								□						
	令和8年8月末																								
	令和8年10月末				□								□								□				
	令和8年11月末																								
	令和9年1月末								□															□	
	令和9年2月末	○			○			○			○			○			○			○			○		○
	令和9年4月末								□																□
	令和9年7月末				□																				□
	令和9年8月末																								
令和9年10月末					□																			□	

資金名		畜産経営体質強化支援資金								畜産経営体質強化支援資金							
		令和7年度								令和8年度							
貸付年度		令和7年5月		令和7年8月		令和7年11月		令和8年2月		令和8年5月		令和8年8月		令和8年11月		令和9年2月	
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和8年4月末																
	令和8年7月末		□														
	令和8年8月末																
	令和8年10月末				□												
	令和8年11月末																
	令和9年1月末								□								
	令和9年2月末	○			○			○			○			○			
	令和9年4月末								□								
	令和9年7月末				□												
	令和9年8月末																
令和9年10月末					□												